# アメリカの教育システムの どこに学ぶか

## **高情直氏** 玉川大学教育学部教育学科教授

大きく異なる日米両国の教育システムを比較することで、何が見えてくるのか。 また、アメリカの教育改革にどのようなことを学べるのか。さらに、自由と平等という理念をいかに両立させるのか。 アメリカの教育制度に精通される玉川大学教育学部教授・高橋靖直氏にうかがった。



アメリカとの比較で見えてくる日本の教育の特徴

アメリカを丸ごと真似る必要はなく、日本の良さは大事にする。ただ、グローバルな社会においては、従来の方法をそのまま継続するのではなく、 point 海外の良い部分は吟味しつつ、柔軟かつ批判的に取り入れていくべき。



アメリカ教育省(西村和雄・戸瀬信之編訳 『アメリカの教育改革』(京都大学学術出版会・2004) 国際貿易投資研究所監修『さまよえるアメリカの教育改革』(国際貿易投資研究所・2005) Basic 江原武一『大学のアメリカ・モデル - アメリカの経験と日本 - 』(玉川大学出版・1994)

#### 自由な選択と平等

日米の公教育システムには、どの ような基本的差異があるのでしょうか。

髙橋 よく指摘されるところです が、大きく違うのはやはり地

方分権の度合いです。 日本の教育行政は

中央政府が大きな

力を持つ。また、日

本には憲法、教育

基本法、学校教

育法など国全体を カバーする法

今がありますが、アメリカ連邦政府は日 本政府のようなかたちでの権限は持って いません。ときに補助金をツールに全米 の教育に強い影響力を行使するものの、

基本的には各州政府が州内の公

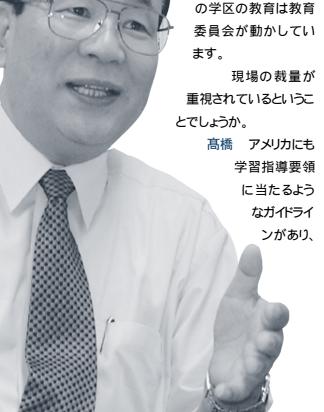
教育の責任を担っています。

また、州は州で、それぞれ

の学区にある程度任せ るスタンスをとり、現場 州内の教育委員会はそれに従います が、日本と比べれば各段に自由度が高 く、例えば公的機関による教科書の検定 はありません。内容はそれぞれ出版社で 考えればよい。質の悪い教科書は採択 されなくなる。そのような発想です。それ に対して、日本は検定制度があるため国 家の意思が反映していると見なされ、と きにアジア諸国の反発を招くわけです。 日本は何ごとにつけ「公は絶対に間違っ てはならない」という考えが強くあり、そ れを国家が保証するという前提のもとで さまざまな仕組みが考えられ、制度化さ れてきました。その点、アメリカは楽天的 と言いますか、市場経済主義の思想が 強く、「劣るものは自然に淘汰され、より良 いものが残る」という思想が、教育の世 界でも底流をなしているように感じます。

アメリカの公立学校の財政はどの ように賄われているのでしょうか。

髙橋 連邦政府と州政府の補助が学



区に入りますが、税の部分では固定資産税の一定の比率を教育税に充てるため、どうしても学区間の財政力格差がつきます。州政府による財政援助がなされているものの、やはり富裕層が住む学区の学校は見るからにきれいで、大都市の貧困地区や地方の過疎地等にある学校は建物もみすぼらしく、教員の給料も低いことになります。観念的な表現になりますが、アメリカ社会には多様性、区別、差別、差異というものが絶えず付いて回る。同時に、自由と選択という価値が重視され、選択肢がより多いことをもって自由が具体的に保証される、ととらえるところがあるようです。

アメリカの公教育は、伝統的にそのような形式なのでしょうか。

歴史を見ますと、" Education for all "という言葉が示すように、教育の 機会均等という理念もあり、その考え方 の下で同じタイプの学校が整備されてい きましたが、それがある程度行き渡ると、 選択による自由という考えが出てくるわ けです。地区に学校が一校しかなけれ ば、そこに決めざるを得ない。選択の余 地のない画一的状況を窮屈な規制と見 なす感覚です。ただ、もう一つそれと重 ね合わせて見なければならないのがア メリカの学校の教育水準です。 仮に、ど の学校でも満足の得られる教育を受け られたならば、学校選択という発想は出 てきたか、ということです。また、多様な 選択肢が用意されれば、どうしても差異 が生じてきます。それをどのように受け 止めるのか。教育の機会均等や平等と いう価値、そして自由という価値をいか に両立させていくのか、それを達成でき るのはいかなる制度なのか。アメリカも、 それを追い求めながら制度が揺れ動い ているように思われます。

公設民営のチャータースクール

( Charter school )が注目されていますが、これはどのように位置付けられるのでしょうか。

髙橋 今から35年前、私が初めて訪米 したとき、既に学校選択の動きがありま した。オルタナティブスクール「と呼ばれ る公立学校です。フリースクールやマグ ネットスクール ²という特色を持った教育 を行う公立学校を選択できるようになっ てきましたが、それらは教育委員会が担 当していました。チャータースクールは、 教育委員会以外の団体に学校設立を 委ねる点において、従来のものと決定的 に異なります。チャータースクールは、 1991年にミネソタ州の州法で可能にな り、1992年に全米初の学校が誕生しま した。以来その数は急増し、2004年の 統計を見ますと、全米で約3,000校に上 り、39の州がチャータースクールの法律 を策定しています。また、生徒数は全米 で約74万人とされます。アメリカの義務 教育学校は、一般の公立学校とチャー タースクール、私立学校と3タイプに分け られますが、チャータースクールに通う 割合は2001年の11%から2003年には 15%まで増えています。反対に、一般の 公立学校に通う割合は2001年は80%か ら74%にまで減っています。ただ、チャー タースクールの是非を一概に論じること ができないのは、期間を定めて教育委員 会と契約を交わし、一定の成果を約束 し、それが達成されない場合、契約が打 ち切られるという原理はあるものの、その 形態は多種多様であるからです。企業 が学校を引き受けるケースもあれば、親 たちが民間の組織として学校をつくる ケースもある。例えば、営利団体に公立 学校の運営を委託するタイプも増えてい ますが、それには賛否両論があります。 従来、教員委員会が担ってきたことを民 間企業に委ねるということで、公立学校 の教員組合などは反対の立場です。公立学校に出ていた予算の一部が他に回る分、教員予算が削られるということも、その背景にあるようです。一方、賛成するグループには、「いろいろなタイプの学校があれば、教育の選択肢が増える」、「公立の学校でできないことを試みられる」といった意見があります。

#### 教育における競争原理

現在、アメリカの教育界ではどのような動きが起こっていますか。

日本で教育を受けた人間からす れば驚くような競争が行われるようになっ ています。2002年にブッシュ大統領が署 名して" No Child Left Behind Act ", つ まり「落ちこぼれ防止法」とでも訳すべ き法律が成立しましたが、それが教育界 に巨大な影響を及ぼしているのです。立 法趣旨を善意に解釈すれば、いかに学 校教育をより良くするかという法律です が、その手法を端的に言えば、ニンジン をぶら下げて競わせ、その成果をテスト で確認するというものです。連邦政府の 助成を受けたい場合、各州は学力テスト を実施しなければなりません。評価は1 回きりではなく、前年と比較してどう変化 したか、進展の度合いを細かくチェック する。そして、州が決める基準を満たさ ない場合、改善策を講じる。それは罰則 ではなく、むしろ支援で、特別な補助を 付けたり教員を再訓練したりするが、そ れでも成果が上がらない場合、学校をク ローズ(閉鎖)する。そこまでやっていま す。また、情報公開が徹底され、そのよう な学校に子どもを入れたくないという場 合には他の学校に通わせる自由を与え、 さらに地域の人たちが新しい学校をつ くることも許可する。そのように極めて厳 しい競争を州政府に求める法律です。

オルタナティブスクール[ Alternative school ]: アメリカで1960年代から見られるようになった、児童中心主義の教育を行う学校形態の総称。従来の学校のような型にはめ込まれた教育ではなく、束縛から解放された教育を標榜する「オルタナティブ教育理念」の実現を目指す。一般の公立学校に対して、「それに代わる公立学校」という性格を持っていた。

<sup>2</sup> マグネットスクール[ Magnet school ]: アメリカの公立学校で、特定の分野に優れた才能のある生徒に特別な教育を行う学校のこと。 地域的な通学区の指定を持たず、数学、科学、芸術、IT、語学、ダンス、職業教育など、ある特定の分野に重点を置いた特色あるカリキュラムが組まれている。 1976年に連邦補助金支給の対象になって以来、数が増えている。

どのようなテストで評価がなされ るのでしょうか。

髙橋 これは至ってシンプルで、英語と 数学の2科目について州統一のテストを 行い、その点数で州内の順位を出すと いうものです。そこにも日本の教育観と は相当のズレがあります。日本では学力 テストには二つの目的があるとされます。 一つは生徒の学力を調べること、もう一 つは、その結果を全国平均や年次推移 で比較検討し、教育の改善に役立てる ということです。ところが、アメリカの全員 参加のテストの目的は、明らかに競争原 理を利用することで全体を底上げする ところにあります。しかし、学力は学校の 努力だけでは決まりません。子どもの学 力に影響を及ぼすのは家庭環境、特に 家庭の経済力と親の教育関心の度合い とするのが教育学の常識です。強制的 なテストによる競争が望むような成果を もたらすかは疑問です。

アメリカ社会には移民が多く、英語も満足に分からない人が増えている という状況の中で、教育分野の国際競争力に危機感を持っているのでは。

髙橋 低所得層、マイノリティに属する 人たちに対する支援は特別になされて いますが、行政の力だけではそう簡単に 解決しない問題を抱えていることは事実

です。また日本でも学力低下が話題に なっていますが、アメリカ政府は国民の 学力を非常に苦慮しています。日本は OECD(経済協力開発機構)の調査(14 頁・註4参照)において数学が第6位に低 下したことが問題視されていますが、ア メリカは第20~30位前後で低迷してい るのです。指導層は、基礎学力の低下 がやがて高度科学知識・技術の国際競 争などいろいろなかたちで跳ね返ってく ることを恐れているのでしょう。その国際 テストは、限られた教科の学力テストで しかないのですが、アメリカはそこに焦 点を当てて懸命に努力しています。アメ リカを参考にするのであれば、そのよう な事情を踏まえておくべきです。最近の アメリカの動きで今後、日本が影響を受 けそうだと興味深く見ているのが高校卒 業試験です。連邦政府は強制こそして いませんが、2004年時点で20州が卒業 資格試験を実施しています。科目は数 学と英語で、これに合格しなければ大学 に進学できません。カリフォルニア州の合 格率は70~80%です。また、州のホーム ページに高校別に合格率が一覧のかた ちで掲載されています。否応なく州内の 高校のレベルがランク付けされるわけで す。日本でも学力低下に警鐘が鳴らさ れ、大学の大衆化が進む流れの中、「こ

のような制度を導入しよう」という提案者が増えるかもしれません。欧州でも、フランスやドイツなどは高校の卒業資格試験を課して一定のレベルを確保しようという流れになっていますが、その根底には欧米の義務教育の伝統、つまり読み書き計算のマスターが義務教育の機能として重視されてきたことが関係しているものと思われます。

技能の習得に重きを置くという教育思想ですね。

髙橋 日本には全人格的な成長を大切にする教育観があり、学校や生徒を数学と英語のテストだけでランク付けするような制度は支持を得られないでしょう。アメリカに至っては、テストの成績が悪ければ、学校を取り潰したり、教職員を挿げ替えたりする。まさに、業績が上がらない企業経営者の首を株主が挿げ替えるような発想です。

また、落ちこぼれ防止法は教員に関する条件を課しています。" Highly qualified teacher "、すなわち「優れた教師」を確保するためのもので、教員に三つの条件を求めるものです。第一に、大学の学士を持っていること。第二に、正規の教員免許を持っていること。第三に、自分の教科の力を証明することです。

日本の場合、規定の単位を取得すれば教員免許が与えられ、あとは採用試験だけですが、アメリカでは担当教科の学力テストを受けるわけです。それが「プラクシス(Praxis)」と呼ばれる教員免許資格テストで、州が主体となり、民間のテストサービス会社が実施しています。私は、この方法にも違和感を覚えます。このようなテストに合格することで「優れた教師」であると言えるのか。いみじくも専門職である以上、自らを律し、自らを高める自主的な努力をすべきではないでしょうか。日本の教育界にはそのような

資料 各州の義務教育制度の概要

	根拠法	義務(権利)の在り方(就学義務の有無)	就学年齡	就学期間
アメリカ	各州の州憲法 及び教育法 (又は学校法)	義務教育については、各州がそれぞれ州の憲法や教育法等で規定。 (カリフォルニア州) 6歳~18歳の子どもはフルタイムの義務教育を公立学校において受ける義務がある。(州教育法) 「競務教育を受ける権利」に関する直接の規定はない。 (イリノイ州) 7歳~16歳の子どもの保護者は子どもに教育を受けさせる義務がある。教育法) 州は公教育の施設と教育制度を整備し、初等中等教育を無償で提供する義務がある(州憲法) 「義務教育を受ける権利」に関する直接の規定はない。	各州によって異なる。 開始年齢はほとんどの州で6 歳又は7歳と規定(7歳と規 定している州でも、小学校入 学年齢は学区によって5歳と 規定されており、実際は6歳 入学)。 ほとんどの公立小学校は入 学前1年間の就学前クラス (ド学年)を有しており、多く の児童が5歳から就学してい る。	各州によって異なる(最も長いのはニューメキシコ州、オクラホマ州、バージニア州で5歳~18歳)。開始年齢はほとんどの州で6歳又は7歳と規定して7歳と規定している州で4歳と規定している州で4歳と規定している州で4歳と規定を4の州で16歳と規定を40歳と規定を6歳又は7歳から始まり、16歳前後で終了)とする州が多い。

出所:文部科学省ホームページ「中央教育審議会資料 各国の義務教育制度の概要」 http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chukyo/chukyo6/gijiroku/001/05030101/007/002.htm 伝統が生きていると思いたいですね。

教員の雇用制度にはどのような 差異があるのでしょうか。

髙橋 アメリカの教員の雇用は契約 ベースです。一般企業の従業員に比べ れば優遇される面もありますが、日本の ようにいったん採用されると、余程のこと がない限り、定年まで安泰といった緩や かな制度ではありません。日本では公務 員としての教員制度に安住し、ろくに仕 事もしていないのに居座る者もいます。 さすがにそこは一般社会と大きなズレが あり、免許更新制度など何らかの仕組み を入れることが必要でしょう。他方、アメ リカは学区単位の採用で、教員が自分 の意思に反して他の学区に移されるよ うなことはありませんが、日本は都道府 県の範囲で異動します。多くの県が一 定期間で機械的に動かしているようで すが、腰を据えて良い学校にしていこう とする人にとってはいかがなものかと思 います。

### アメリカに何を学ぶか

アメリカに学べる点として、個性を 活かす教育ということもあるのでしょうか。 髙橋 アメリカの教育界には、「一人ひ とりの子ども」という見方が強くあります。 一例を挙げれば、小学校1年生から知能 テストでクラスを分けたりする。もし日本 でこんなことをすれば、猛烈な批判を浴 びることでしょう。また、教育内容を比較 すれば、日本はアメリカの一学年くらい 先を学んでいる。アメリカはずっとゆっく リ学習させますが、できる子どもはそれ では物足りなくなりますから、同学年でも 違う教材を使うなどして、特に能力差が 顕著に現れる科目については、どんどん 先に進ませる。加えて、飛び級の仕組み もある。ただ、個に目を向けるということ であれば、まず何よりアメリカに学ぶべきは、一人の先生が目の届く生徒数に抑える少人数教育だと思います。

その他、アメリカの教育システム に学べる点は。

髙橋 日本では構造改革特区制度が 導入されましたが、アメリカは社会制度全 体として新しいことに取り組みやすい社 会構造なり文化なりを持っています。日本 も今のような時代には、新しいことをしよう という動きをあまり押さえ付けないことで す。より良い学校をつくろうとすれば、校長 に人事と財務について一定の権限を与 えるべきでしょうし、文部科学省もそのよ うな方針ですが、個々の学校がより自由 に、主体的に学校教育を担えるようにして いくべきでしょう。同時に、すべての国民 に一定水準の教育を保証することも忘れ てはなりません。地方分権は格差、差別を もたらす危険性があり、その調整が行政 の大切な課題となっていくものと思われま す。その点、義務教育国庫負担について 気になるのは、将来、都道府県間で教員 の給料に差が付く可能性です。各自治 体に財源を移していくとき、セーフティネッ トをつくることが大切です。アメリカ社会 を見ていると、そのようなことを思います。

いかに自由と平等を両立させるかという課題ですね。

髙橋 もう一つアメリカに学べる点は大学教育です。小学校の段階では、日米とも子どもは賑やかで元気ですが、中学になると様相が異なってきます。アメリカは高校に入るまでは義務で、同じ地域の子どもたちが同じ高校に入るため、入試のプレッシャーがほとんどありませんが、日本は高校では受験で汲々とさせておきながら、大学に入ると途端に手綱を緩める。アメリカの研究大学は特に学生に多くを要求し、応えられなければ進級を認めなかったり、結果として他の大学に

転じさせたりするケースも珍しくありませ ん。同時に、高等教育に多様性があり、 希望すれば誰でも入れるような大学もあ れば、世界屈指の大学もある。制度が柔 軟だから、多様な学生を吸収できるので す。その点、日本は教育のやり方に関し ては大学間の差はさほど大きくない。日 本の小中高校の教育は世界的に高く評 価されますが、大学の評価は低い。高く 評価されるのは何といってもアメリカで す。私もかつてアメリカで学んだ者の一 人として、学ぶべきところが多いと感じま す。日本の大学は、内部の問題として教 員が研究業績ばかりで評価されてきた といったことがあるかもしれません。ま た、国家として高等教育にかけるコスト の違いも大きいでしょう。

このようにアメリカと比較すれば、日本の特徴がよく見えます。アメリカを丸ごと真似る必要はなく、日本の良さは大事にする。ただ、グローバルな社会においては従来の方法をそのまま継続するのではなく、海外の良い部分は吟味しつつ、柔軟かつ批判的に取り入れていくべきでしょう。

#### 玉川大学教育学部教育学科教授 髙**橋 靖直(たかはしやすただ)**

1942年岩手県生まれ。1966年3月東北大学教育学部卒業。
1971年3月東北大学大学院教育学研究科博士課程中退。
1979年5月米国オハイオ州マイアミ大学大学院教育学研究科博士課程修了(Ph.D. 取得)。1971年4月~1976年7月財団法人ユネスコ・アジア文化センター勤務。1980年4月玉川大学文学部教育学科講師、現在、同大学教育学部教育学科教授。比較教育学・教育制度専攻。著書に『学校制度と社会』(編著/玉川大学出版部・2001)『教育行政と学校・教師』(編著/玉川大学出版部・2004)『アメリカ社会と高等教育』(翻訳/玉川大学出版部・1998)『大学教員・教育評価ハンドブック』(翻訳/玉川大学出版部・1998)『大学教員・教育評価ハンドブック』(翻訳/玉川大学出版部・2003)など。1988年~日米教員養成コンソーシアムに参画。



学びの場.com「アメリカの教育改革に学ぶ」 http://www.manabinoba.com/index.cfm/ 4,6277,81,html

**plus α** 恒吉僚子『人間形成の日米比較 - かくれたカ リキュラム - 』(中央公論新社・2000)

アメリカ教育省ホームページ「落ちこぼれ防止法関連ウェブサイト」http://www.ed.gov/nclb/landing.jhtml

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

h-bunka@lec-jp.com

国民・社会が望む義務教育の 規制改革が前進! - 次は、自治体・校長のやる気ひとつだ!! -